

UP 長崎 島原 8 特別編 2020

■ Line up

- 1面 医療関係のお客様へ
 2面 医業経営セミナー 開催報告
 V・ファーレン長崎情報!!
 3-4面 新型コロナウイルスに係る税務上の取扱いについて

医療関係のお客様へ

7月に入り、長崎県では新型コロナウイルス感染者が30名を超えるました。昼夜を問わず感染拡大防止に向けて第1線で働く医療従事者の皆様には心より敬意を表します。

昨年の11月22日「原因不明のウイルス性肺炎」として最初の症例が確認されてから8ヶ月。この間、緊急事態宣言や外出自粛など、感染の拡大は私たちの暮らしや企業経営に大きな影響を及ぼしました。国や県、各市町村からは救済のための様々な緊急経済対策が打ち出されています。

今月号では「1. 資金繰り支援」と「2. 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業」についてご紹介します。2の包括事業は、特にお客様から質問が多い2つの交付金についてご紹介します。

1. 資金繰り支援（コロナ緊急融資のまとめ）

実質無利子の融資対象となる要件の目安は大きく次のとおりです。日本政策金融公庫や民間の金融機関が相談窓口になっています。売上の比較は「今年の5月と昨年の5月」というように行います。

要件に当てはまる場合は、弊社担当者へご相談ください。他の金融機関の資料も併せてご案内させていただきます。

- ①個人事業（従業員5名以下）……5%以上の減少
- ②医療法人（従業員5名以下）……15%以上の減少
- ③②以外の医療法人 …… 20%以上の減少

税理士法人アップパートナーズ 医科グループ
長崎オフィス 業務1課 主任

医業経営コンサルタント 橋口 明子

2. 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業

- ①「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」
 対象期間：令和2年4月1日から令和3年3月31日までにかかる経費
 助成金の対象となる経費：掃除、消毒、個人防護具等、幅広く対象となります。
 ※申請は各施設で1回のみです。

「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」 のご案内

新型コロナ感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組を行う病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・助産所に対して、**感染拡大防止対策や診療体制確保などに要する費用を補助します。**

補助上限額

病院（医科、歯科）	200万円+5万円×病床数
有床診療所（医科、歯科）	200万円
無床診療所（医科、歯科）	100万円
薬局、訪問看護ステーション、助産所	70万円

- ②「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業」

「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業」 のご案内

医療機関等で働く医療従事者や職員の皆さんに心からの感謝の気持ちとともに慰労金を給付します。医療機関等を通じての申請と給付にご協力をお願いします。

慰労金の内容

- ・新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、都道府県から役割を設定された医療機関等に勤務し患者と接する医療従事者や職員（※1）に対し、慰労金として**最大20万円を給付します。**
- ・その他病院、診療所等に勤務し患者と接する医療従事者や職員にも、慰労金として**5万円を給付します。**

※1 医療従事者や職員には、医療機関等に直接雇用される職員のほか、派遣労働者、業務委託受託者の従事者を含みます。

いずれの交付金も医療機関からの申請受付は、長崎県の国民健康保険団体連合会（オンライン申請）が想定されています。

MMPG九州会 長崎県支部主催 医業経営セミナー 開催報告

6月27日開催予定であったMMPG九州会長崎県支部主催医業経営セミナーはコロナウイルス感染症防止のために急遽動画配信（配信期間 6月27日～7月3日）に切り替えての開催となりました。動画配信となった事で東京都や愛知県及び沖縄県を含めた九州全県から34名の申込がありました。公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会の継続研修になっていたため、申し込みされた方は全てコンサルタントの方でした。

講演は、令和2年税制改正で医療法改正を前提に適用期間が3年延長された認定医療法人制度について、現在までの申請実務の実績を踏まえて進められました。

(株)内田会計事務所 経営支援部 部長

医業経営コンサルタント 堤 健治

第一部として認定医療法人認定基準の解説（非課税8要件のポイント）があり、理論的な事柄の理解を深める内容でした。

第二部として認定医療法人の実際の申請書を使用しての実務的な説明と申請書の記載方法の説明解説などがあり、実際に申請する場合に役立つ内容でした。

今回は初の動画配信であったため視聴された方の反応は分かりませんが、コロナウイルス感染症が収束するまでは、このような形での情報発信が増加していくのではないかと思います。

V・ファーレン長崎情報！！

(株)内田会計事務所 総務部財務課

主任 峰 恵里奈

新型コロナウイルスの影響で3月から中断していたJリーグが6月27日に再開しました。まずは無観客（リモートマッチ）で試合が再開し、7月7日からは観客を入れての試合が始まりました。

V・ファーレン長崎と愛媛FCの試合を7月8日に超厳戒態勢（前後1席 / 左右3席を空ける席）の中、観戦してきました。ソーシャルディスタンスを保ちながら、声を出さず、拍手のみのスタジアムはとても新鮮でした。試合は後半にPKから1点目が入り、その2分後に2点目が入り、見事V・ファーレン長崎が勝利しました。

これでV・ファーレン長崎は開幕から負けなしで単独首位に立っています。（7月29日現在）

これからまだまだ試合が続きますが、新型コロナウイルスに気を付けながら地元長崎のサッカー

チームを応援していきたいと思います。

コロナウイルスが落ち着いて、みんなで応援に行ける日を楽しみにしています。



新型コロナウイルスに係る税務上の取扱いについて

長崎オフィス 税務相談室
主査 福田 敏夫

新型コロナウイルスによる感染症拡大防止への対応と、申告や納税などの税務上の取扱いに関する内容をご紹介します。ご自身や自社に該当するような事例はありませんでしょうか。
疑問に思うような事項は、お気軽に当社担当者へお尋ねください。

法人税

○企業がマスクを取引先等に無償提供した場合の取扱い

コロナウイルス感染症に関する対応として、企業がマスク等の無償提供をする事があると思われます。その場合寄附金以外の必要経費に該当するためには以下の条件を満たす必要があります。なお、この無償提供は緊急、かつ、感染症の流行が終息するまでの間に限って行われることが必要です。

- ①提供を行う取引先等においてマスク等の不足が生じていることにより、業務の遂行上、著しい支障が生じている、または今後生じるおそれがあること
- ②その取引先等が業務を維持できない場合、当社の業務に直接又は間接的な影響が生じること（営業に支障が生じる、仕入等が困難になるなど）

○賃貸物件のオーナーが賃料の減額を行った場合

原則は、法人が賃貸借契約を締結している取引先等に対して賃料の減額を行った場合、合理的な理由がなければ税務上は相手方に対して寄付をしたものとして取り扱われます。

しかしながら、例えば次の条件を満たすものであれば、取引先等との取引条件の変更と考えられますので、減額分が寄付金として取り扱われることはありません。

- ①取引先等において、コロナウイルス感染症に関連して収入が減少し、事業継続が困難となったこと、または困難となるおそれが明らかであること
- ②賃料の減額が取引先等の復旧支援を目的としたものであり、そのことが書面などにより確認できること
- ③賃料の減額が取引先等において被害が生じた後、相当の期間（通常の営業活動を再開するための復旧過程にある期間）内に行われたものであること

(4面へ続く ⇒)

新型コロナウイルスに係る税務上の取扱いについて

(← 3面より続き)

所得税

○個人に対する国や地方公共団体から支給された助成金の取扱い

国や地方公共団体からの助成金については、個別の事実関係によって次のとおり課税関係が異なります。

●新型コロナウイルス感染症等に関連して国等から支給される主な助成金等の課税関係

課 税	非課税
<ul style="list-style-type: none"> ・持続化給付金 ・家賃支援給付金 ・農林漁業者への経営継続補助金 ・文化芸術、スポーツ活動の継続支援 ・東京都の感染拡大防止協力金 ・雇用調整助成金 ・小学校休業等対応助成金、支援金 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金、給付金 ・特別定額給付金 ・子育て世帯への臨時特別給付金 ・学生支援緊急給付金 ・低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金 ・新型コロナウイルス感染症対応従事者への慰労金 ・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の特別措置における割引券 ・東京都のベビーシッター利用支援事業における地域

(出典: 税務通信 No.3610 資料)

○従業員に対して支給する見舞金の取扱い

コロナウイルス感染症に関連して従業員が事業者から支給を受ける見舞金が、次の3つの条件を満たす場合には、所得税法上、非課税所得に該当します。

- ①その見舞金が心身または資産について加えられた損害につき支給されるもの
- ②その見舞金の支給額が社会通念上相当であること
- ③その見舞金が役務の対価たる性質を有していないこと

上記条件①の具体例として

- ★従業員等やその家族がコロナウイルス感染症に感染したために支給されるもの
- ★緊急事態宣言の下において、事業の継続を求められる事業者の従業員等で次のいずれにも該当する者が支給をされるもの
 - ・多数の者との接触を余儀なくされる業務など、コロナウイルス感染症の感染リスクの高い業務に従事している者
 - ・緊急事態宣言がされる前と比較して、相当程度心身に負担がかかっていると認められる者

新型コロナウイルスに関連して国税庁よりFAQが発表されていますので、詳しい内容については国税庁ホームページをご参照ください。

参考 <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/faq.pdf>